

答 申 書

(答申第101号)

平成29年2月28日

福井県公文書公開審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、福井県知事（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定のうち、第2の2（1）アの公文書（以下「本件対象公文書」という。）について、存否を明らかにせずに非公開とした判断は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求の内容

異議申立人は、平成28年3月6日付けで、福井県情報公開条例（平成12年条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 原子力発電所の使用済み核燃料への課税の可能性に関し、電力事業者との間で交わした照会及び、その回答に係る文書、メモ書き、電磁的記録（電子メール）などの文書一式
- (2) 平成18年の核燃料税の更新時に作成していた電力事業者との協議に係る会議録を、平成23年の更新時には作成を取りやめた経緯や理由を記録した文書、メモ書き、電磁的記録（電子メール）などの文書一式

2 実施機関の決定

実施機関は、平成28年3月18日付け税第96号による公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(1) 公文書の名称

ア 原子力発電所の使用済み核燃料への課税の可能性に関し、電力事業者との間で交わした照会およびその回答に係る文書、メモ書き、電磁的記録（電子メール）などの文書一式

イ 平成18年の核燃料税の更新時に作成していた電力事業者との協議に係る会議録を、平成23年の更新時には作成を取りやめた経緯や理由を記録した文書、メモ書き、電磁的記録（電子メール）などの文書一式

(2) 公開しない理由

上記アについて

条例第7条第6号（審議・検討等情報）および同条第7号（事務執行情報）ならびに第10条（存否応答拒否）に該当

公開請求に係る公文書の存否を答えること自体が、使用済み核燃料への課税の可能性について検討しているかどうかを明らかにすることとなり、同条例第7条第6号に該当する情報（核燃料税の更新に係る審議・検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれおよび今後の核燃料税の更新時における核燃料税制度の構築に係る意思決定の中立性が不当に損なわれる

おそれがある情報) および同条第7号に該当する情報(県が行う核燃料税の更新等に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報)を公開することとなるため、当該公文書の存否を答えることができない。

上記イについて

該当する公文書を作成し、または取得しておらず、公開請求に係る公文書が存在しないため

3 異議申立て

異議申立人は、平成28年3月21日、本件処分のうち、本件対象公文書の全部公開を求めて、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成28年10月13日付け税第569号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会(以下「当審査会」という。)に対して、本件異議申立てについて、諮問を行った。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件対象公文書の全部公開を求めるものである。

2 異議申立ての理由および主張

異議申立人が、異議申立書で述べている異議申立ての理由および主張は、要約すると次のとおりである。

(1) 条例第7条第6号(審議・検討等情報)の該当性について

福井県は本件対象公文書の非公開理由を、「公開請求に係る公文書の存否を答えること自体が、使用済み核燃料への課税の可能性について検討しているかどうかを明らかにすることとなり」としている。ところが、3月11日の県議会予算決算特別委員会で知事が、11月の核燃料税更新に際し、原発の使用済み核燃料に課税する方針を示している。つまり、非公開決定がなされた3月18日時点で、福井県が使用済み核燃料への課税の可能性を検討していることが明らかであり、非公開の理由として成立し得ない。

(2) 条例第7条第7号(事務執行情報)の該当性について

福井県は本件対象公文書の非公開理由を、「公開請求に係る公文書の存否を答えること自体が、使用済み核燃料への課税の可能性について検討しているかどうかを明らかにすることとなり」としている。ところが、3月11日の県議会予算決算特別委員会で知事が、11月の核燃料税更新に際し、原発の使用済み核燃料に課税する方針を示している。つまり、非公開決定がなされた3月18日時点で、福井県が使用済み核

燃料への課税の可能性を検討していることが明らかであり、非公開の理由として成立し得ない。

(3) 条例第10条（存否応答拒否）の該当性について

別の異議申し立てでも主張しているところであるが、福井県は以前から、廃炉原発への核燃料税の課税を検討していることを明らかにしている。廃炉原発に課税する場合、使用済み核燃料が課税対象になり得るかを検討するのは当たり前のことで、そもそも福井県は何年も前から使用済み核燃料への課税の可能性を検討している。すなわち、福井県が使用済み核燃料への課税を検討していることは明らかであり、検討に必要な文書を作成している蓋然性が極めて高い。

仮に文書の一部に非公開にすべき情報が含まれていたとしても、福井県情報公開条例は第8条で「非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない」と規定している。いたずらに情報を伏せようとする対応は、情報公開の理念を歪める行為として、戒められるべきである。

第4 実施機関の説明

実施機関が、理由説明書および当審査会での説明聴取で述べている本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

1 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について

法定外普通税である核燃料税は、地方公共団体がその必要性を判断し、独自の意思により地方税法に基づき定めることができるものである。5年ごとの核燃料税の更新に当たっては、県は毎回、新規に課税客体、課税標準、税率等の課税方式の検討を行い、議会に条例案を上程し、議会は事業者からの意見聴取を踏まえて条例を議決し、条例制定後は、県は総務大臣に協議を行い、同意を得なければならないとされている。

核燃料税は、全国最多の原子力発電所が立地する福井県が全国に先駆けて創設した法定外普通税であり、原子力発電所の立地に伴う安全対策や民生安定・生業安定対策等に活用されてきた。これまでも5年ごとに見直しを行い、先駆的に研究し、新たな制度を作り上げてきた。そのような事実を踏まえると、核燃料税の制度案が最終的な意思決定を経る前の未成熟な段階で、県が特定の課税客体について検討している事実または、検討していない事実が明らかになると、県における核燃料税の制度構築に当たって、課税客体、課税標準、税率等について、様々な誤解や憶測に基づき県民、利害関係者等の間に不当に混乱を生じさせ、県に対する様々な主張、行動、干渉等が生じるおそれがある。

その結果、制度構築に係る県内部における意思決定過程、核燃料税条例案が上程された県議会での審議・議決、総務大臣への新設協議後の同意において、それぞれの意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

また、県が特定の課税客体について検討している事実または、検討していない事実の有無が明らかになると、事業者としても株主や利害関係者等に説明責任を尽くすことが求められているにもかかわらず、県がその機会を奪う形で未確定な情報を公開することになると考える。

このため、県と事業者は、有益な情報交換を躊躇せざるを得ず、結果として、制度構築において、それぞれの意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

2 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について

原子力発電に関する国民的な議論が行われている中で、県が特定の課税客体について検討している事実または、検討していない事実が明らかになると、今後の核燃料税更新時において、県と事業者は有益な情報交換を躊躇せざるを得ず、事務執行に支障が生じるおそれがある。

また、こうした事実の有無が明らかになると、「1 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について」と同様の理由により、外部から事業者に対して様々な主張、行動、干渉等が向けられ、ひいては、事業者と県との信頼関係を損なうおそれがある。

このことにより、県が核燃料税の更新作業において、課税客体、課税標準、税率等の制度構築に当たり事業者に対して必要な情報提供等を求めた場合にも、事業者からの十分な協力を得られないなど、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

3 条例第10条（存否応答拒否）の該当性について

本件公開請求は、使用済燃料への課税の可能性に関し電力事業者との間で交わした文書に特定して公開請求されたことから、本件対象公文書の存否を答えることは、本県が新しい核燃料税制を検討するにあたって、使用済燃料への課税を前提に事業者と文書を交わしているという事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じるものと認められる。

したがって、本件処分においては、本件対象公文書の存否を答えるだけで条例第7条第6号および同条第7号に掲げる非公開情報を公開することとなるとして、条例第10条に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにせずに公開請求を拒否したものである。

なお、異議申立人は、平成28年3月11日の県議会予算決算特別委員会において、「知事が、11月の核燃料税更新に際し、原発の使用済み核燃料に課税する方針を示している。」と主張しているが、実際には、「使用済み燃料の問題があるが、これまで県外への搬出を電力事業者に求めてきているところだが、県内の貯蔵が長期間にわたり常態化しないようにするため、県外搬出を促進する仕組みもあわせて取り入れた税制としたい」と述べているにとどまり、課税客体として使用済燃料を明確に示した訳ではなく、まさにその点も含めて意思決定過程の未成熟な段階であったと言える。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

本件処分は、本件対象公文書について、その存否を答えるだけで条例第7条第6号および同条第7号に掲げる非公開情報を公開することになるため、条例第10条の規定に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにせずに非公開決定を行ったものである。

これに対して、異議申立人は、本件対象公文書の全部公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について

条例第7条第6号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定のものに不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがある情報は、審議・検討等情報として公開しないと定めている。

核燃料税は、地方税法に規定する法定外普通税として、県がその必要性を判断し、独自に条例を定め、発電用原子炉の立地に伴う特別な財政需要に対応し、地方交付税で補填されない、残りの一般財源分の財政需要額を手当するために課税するものであり、更新の都度、その時々々の要請に応じた新しい課税の仕組みを慎重に検討する必要がある。

しかしながら、核燃料税の更新に向けた制度検討の内容が未確定である状況において、県が特定の課税客体について検討しているという事実の有無が公になると、核燃料税の基本的な考えなどに関する先入観や憶測から、事業者に対して、外部から様々な主張・行動・干渉等が向けられることにより、事業者が県と率直な話し合いを躊躇するおそれがある。

このため、県が核燃料税の制度構築を慎重に検討する上で必要不可欠な情報の提供等の協力を得られなくなるなど、審議・検討における意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

したがって、本件対象公文書の存否を明らかにすることは、条例第7条第6号の非公開情報に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

3 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について

条例第7条第7号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、事務執行情報として公開しないと定めている。

県が特定の課税客体について検討しているという事実の有無を公にした場合、「2 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について」と同様の理由により、外部から事業者に対して様々な主張、行動、干渉等が向けられ、事業者が県と率直な話し合いを躊躇するおそれがあり、ひいては、県と事業者との信頼関係を損なうおそれがあると認められる。

このことにより、県が核燃料税の更新作業において、課税客体、課税標準、税率等の制度構築に当たり、事業者から必要な情報が得られなければ、県は制度として成り立ちえないものを一方的に構築するおそれもあり、仮に制度が構築されても、今後の核燃料税の事務の執行に事業者の協力が得られないなどの支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件対象公文書の存否を明らかにすることは、条例第7条第7号の非公開情報に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

4 条例第10条（存否応答拒否）の該当性について

条例第10条は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」と規定している。これは、公開請求に係る公文書の存否自体を明らかにすることにより、本来非公開情報の規定により保護すべき利益が害されることとなる場合、当該公開請求については、実際に公文書が存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をしなければならないとするものである。

本件公開請求は、使用済燃料への課税の可能性に関し電力事業者との間で交わした文書に特定して公開請求されたことから、本件対象公文書の存否を答えることは、本県が新しい核燃料税制を検討するにあたって、使用済燃料への課税を前提に事業者と文書を交わしているという事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じるものと認められるとする実施機関の説明は理解できる。

したがって、本件処分においては、本件対象公文書の存否を答えるだけで条例第7条第6号および同条第7号に掲げる非公開情報を公開することとなるとして、条例第10条に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにせずに公開請求を拒否したとする実施機関の説明は妥当である。

なお、異議申立人は、平成28年3月11日の県議会予算決算特別委員会において、「知事が、11月の核燃料税更新に際し、原発の使用済み核燃料に課税する方針を示している。」と主張しているが、同委員会議事録では、「使用済み燃料の問題があるが、これまで県外への搬出を電力事業者に求めてきているところだが、県内の貯蔵が長期間にわたり常態化しないようにするため、県外搬出を促進する仕組みもあわせて取り入れた税制としたい」と述べているにとどまり、課税客体として使用済燃料を明確に示した訳ではないとする実施機関の説明は妥当である。

5 まとめ

以上のことからまとめると、本件対象公文書の存否を答えるだけで条例第7条第6号および同条第7号に掲げる非公開情報を公開することとなるため、条例第10条の規定に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにせずに非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

したがって、実施機関が行った決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

第6 審査の経過

当審査会は、本件異議申立てに係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年10月14日	・ 諮問書の受理
平成28年10月31日	・ 審議（第1回）
平成28年11月28日	・ 審議（第2回）
平成28年12月19日	・ 実施機関からの説明聴取 ・ 審議（第3回）
平成29年 1月30日	・ 審議（第4回）
平成29年 2月28日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
稲 田 真 紀	
川 村 一 司	会長職務代理者
北 島 三 男	
清 水 和 邦	会 長
前 田 清 作	